

特集 公的統計を利用した就業と 生活行動の二次分析

序

伊藤 伸介

欧米諸国では、1960年代以降、公的統計のマイクロデータの利用を可能にするための法的制度的条件および技術的な措置が整備されることによって、人口社会、福祉経済、保健衛生等の様々な分野で、公的統計マイクロデータの提供が進められてきた。こうしたマイクロデータの提供によって、就業状況と賃金構造の変容、所得再分配政策の政策的効果、教育プロセスと社会階層の関連性、ライフスタイルにおける家族形成のあり方といった政策的課題について、マイクロレベルの実証的な社会経済研究が広範に展開されてきた。

諸外国では、社会経済に関する公的統計のマイクロデータの提供は、Public Use Fileの公開、Scientific Use Fileの提供、セキュアな環境（オンサイト施設、リモートアクセス）における個票データ（confidential data）の利用サービス、オンデマンドによる集計サービスといった多様な形態で進められてきた。また、社会調査の個票データ（survey data）についても、データ・アーカイブの創設によって、調査個票データの収集・保管・提供のためのシステムが確立され、調査実施者以外の研究者が容易に利用可能なマイクロデータの社会的共用システム（例えば、アメリカのミシガン大学に設置されているICPSR（=Inter-University Consortium for Political and Social Research（1962）やイギリスのエセックス大学にあるUKDA（=U. K. Data Archive）（1967）等）が構築されてきた。

わが国においては、2009年に統計法（平成19年法律第53号）（以下「現行統計法」）が全面施行されて以降、現行統計法の下で、公的統計マイクロデータの利活用の促進が図られてきた。現行統計法においては、「調査票情報（個票データ）」と「匿名データ」は、法第2条第11項と第12項で定義されており、公的統計の調査票情報や匿名データにおいては、統計法の条文（調査票情報の提供（第33条）、匿名データの作成（第35条）、匿名データの提供（第36条））および調査票情報や匿名データに関するガイドラインにしたがって、提供が行われている。さらに、2018年6月1日には、「統計法及び独立行政法人統計センター法の

一部を改正する法律」(以下「改正統計法」と呼称)が公布されたが、改正統計法では、調査票情報や匿名データの提供対象のさらなる拡大が指向されている。わが国でも公的統計マイクロデータの提供制度ができてから、個別主体の社会的な行為と社会経済的属性との関連性を追究するために、社会経済の様々な領域で公的統計のマイクロデータを用いた実証分析が行われている。

こうした状況の中で、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターの課題公募型二次分析研究会「わが国における就業と生活行動との関連性についての多角的研究」(2014年度～2016年度)(研究代表者:伊藤伸介)が実施された。労働経済学、社会学、教育社会学、経済統計学といった多様な研究分野を背景に持ち、マイクロデータを用いた実証分析に関心を持つ研究者が集まって実施された、領域横断的な共同研究だと言える。

本共同研究の問題意識は、以下のように要約することができる。

1990年代のバブル崩壊以降、景気変動的な要因はあるものの、わが国の不安定就業者層や無業者層は存在し、政策的な関心を集めてきた。とりわけ、わが国の若年層だけでなく、壮年層や中高年齢層においても、不安定就業者層・無業者層が顕在化されることによって、社会的な孤立の可能性が指摘されており、社会的なネットワークの形成の必要性が議論されている。こうした社会的孤立の様相を実証的に明らかにするためには、就業と生活行動の実態を精密に把握することが求められる。

このようなわが国の不安定就業者層や無業者層における就業の実態や生活行動の様相に関して、個々人の社会経済的属性や世帯属性がどのような影響を与えるかについては、社会調査の個票データを用いて、数多くの実証研究が個別に行われてきた。それに対して、個人の就業と生活行動の関連性については、社会調査の個票データよりサンプルサイズが大きい公的統計マイクロデータを利用することによって、より多面的な視点から実証分析が可能になるだけでなく、そうした研究成果がわが国の不安定就業者層や無業者層における政策的課題の解決につながることを期待できる。以上のような問題意識に立って、本共同研究では、就業と生活行動に関する様々な社会的属性が調査されている就業構造基本調査と社会生活基本調査の公的統計マイクロデータを利用した上で、就業と生活行動の関連性について、共同研究のメンバーによる多角的な実証研究を行ってきた。本共同研究の成果は、「わが国における就業と生活行動との関連性についての多角的研究」成果報告会(2017年3月17日 於 東京大学)で発表されたが、本特集企画に含まれる6編の論文は、その成果の一部として共同研究のメンバーによって取りまとめられたものである。

第1論文「世代特性から見た生活行動と生活時間の関連性についての実証分析」(伊藤伸介)は、「平成23年社会生活基本調査」(生活行動編,生活時間編)の個票データをリンク

したデータを用いて、若年層、壮年層と中高年層のそれぞれについて、「生活の質」の視点を踏まえた形で、世代ごとに趣味・娯楽活動と生活時間との関連性に関するマイクロデータ分析を行っている。

第2論文「既婚女性の就業選択と専門学校学歴—就業構造基本調査の世帯情報を用いた検討—」（多喜弘文）は、わが国における既婚女性の就業選択と学歴との関連を明らかにするために、「就業構造基本調査」の個票データを用いて、専門学校としての学歴が及ぼす効果に特に注目しながら分析を行っている。

第3論文“Construction of Occupational Status Scales for the Analysis of Data from the Survey on Time Use and Leisure Activities”（藤原翔）は、社会生活基本調査において詳細な職業分類が利用可能なことに着目し、これまで筆者が行ってきた就業構造基本調査の個票データに基づく職業分類の構築に関する研究成果をもとに、社会生活基本調査の個票データを用いて、社会学的な実証分析に適合した職業分類の再構築を目指したものである。

第4論文「余暇時間の構造とその階層差—平成23年社会生活基本調査を用いた実証分析—」（石田賢示）は、「平成23年社会生活基本調査」の個票データをもとに、系列分析の手法を用いて、わが国の社会における余暇時間構造の類型化を試みた上で、余暇時間の構造と社会経済的地位および家族的要因との関連性を実証的に明らかにしたものである。

第5論文「労働時間シフトとワーク・ライフ・バランス—「社会生活基本調査」を用いた類型化の試み—」（香川めい）は、総労働時間数と労働が発生する時間帯に注目し、社会生活基本調査の個票データを用いて労働時間のシフトの類型化を行った上で、各類型における就業と家庭内のアンペイドワーク、ケアワークとコミュニティ活動のような生活行動との関連を明らかにしている。

第6論文「雇用労働者における有償労働の時間量・行動場所・時間帯—「社会生活基本調査」マイクロ統計による分析—」（水野谷武志）は、平成13年と平成23年の「社会生活基本調査」・「調査票B」の個票データを用いて、個人の生活行動の場所別の時間量や時間帯を2時点間で集計し、雇用労働者の有償労働時間と組み合わせて分析を行うことによって、行動場所や時間帯から見た雇用労働者における有償労働の実態とその経年変化を洞察している。

本特集企画で示されたわが国における就業と生活行動に関する多角的な実証研究の成果が、わが国の実証的なマイクロ社会経済研究のさらなる進展に寄与しうるだけでなく、社会的孤立、長時間労働、ワーク・ライフ・バランスのようなわが国の就業やライフスタイルをめぐる政策的な課題を議論する上での参考資料として貢献できるのであれば幸いである。